

法第4条関係

一定規模以上の土地の形質の変更の届出及び調査義務②（法第4条第1項）

② ①以外の土地において、一定規模（3,000㎡）以上の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する30日前までに長野県知事等に土地の形質の変更の届出を提出しなければならない。

なお、あらかじめ土壤汚染状況調査結果を実施し、届出に併せて提出することができる。
（当該調査に不備等がなければ調査命令の対象にならない。）

■手続きの流れ

事業者、土地所有者等

県、長野市、松本市

3,000㎡以上の土地
の形質の変更をしよう
とする場合

着手30日
以上前に届出

土壤汚染のおそれ
があると認め
られる場合※
(掘削部分のみ)

汚染のおそれを判断する土地基準

- ① 特定有害物質による汚染が基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造、使用、処理していた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵、保管されていた土地
- ⑤ その他②から④までと同程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合

指定調査機関による土壤
汚染状況調査を実施

調査命令
(掘削部分のみ)

要措置区域
形質変更時届出区域
指定

※指定基準超過の場合のみ

報告

※土地の形質の変更の届出を受けた知事が、当該土地に土壤汚染のおそれがあると認めるときは、当該土地の汚染の状況について調査させて、結果を報告すべきことを命ずることができる。

